



三井不動産株式会社との TEAM JAPAN パートナーシップ契約について

2022年3月23日

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）は、下記のとおり、TEAM JAPAN サポート契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

■ 契約内容

TEAM JAPAN ゴールドパートナー

■ 契約先

会社名：三井不動産株式会社

本社：東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

代表者：代表取締役社長 菰田 正信

■ 契約カテゴリー

不動産開発

REF, NO, JOC-NEWS-21-088
Press Release

東京運動記者クラブ
JOC 記者会・JSPO 記者クラブ
（一社）日本雑誌協会
同時発表

TEAM JAPAN について

オリンピック日本代表選手団や、世界で日本の代表として戦う選手やそのチームで構成されるTEAM JAPANは、スポーツに関わるすべてのステークホルダーの中心的存在となり、ひとつのコミュニティとして束ねる役割を担っています。

私たちは、日本代表選手の「最高のパフォーマンス」がもたらす勇気や感動、希望を世界中の人々と共有しながら、スポーツを通じて心をつなぎ、スポーツの本質的な価値を広く発信することで、人々が一歩踏み出す力となり、より良い社会づくりに貢献していきます。

JOC Vision 2064 について

「JOC Vision 2064」は、JOC が長期的に追い求める“ありたい姿”を表したもので、永続性を示す意味から、1964年の第18回オリンピック競技大会（東京）から100年となる2064年をビジョンの名称に織り込み、「東京2020大会をみた子どもたちが、未来の社会を動かす中心にいてほしい」、そんな思いを込めて、「JOC Vision 2064」としました。

詳細は[こちら](#)（JOC公式サイト）

本件に関するお問合せ先

公益財団法人
日本オリンピック委員会 広報部
担当：富吉、安
Tel：03-6910-5954
Mail：pressoffice@joc.or.jp



■ 菰田正信 三井不動産株式会社代表取締役社長 コメント

三井不動産は、この度「スポーツの力」を活用した街づくりを一層推進するため JOC ゴールド街づくりパートナーに就任いたしました。当社は、スポーツには、「する」「観る」「支える」などの活動を通じて、街に集う人々の心身を健康にするだけでなく、新しい繋がりを生みだし、コミュニティを活性化する力があると考え、「スポーツの力」を活用した街づくりに取り組んでまいりました。夢と感動を与え、人々の絆を繋いでくれる TEAM JAPAN に共感し、パリ 2024 大会に向けて挑戦する TEAM JAPAN を応援してまいります。

■ 山下泰裕 JOC 会長 コメント

このたび、三井不動産株式会社様を TEAM JAPAN ゴールドパートナーとしてお迎えできることを嬉しく思います。三井不動産様は、2015 年から本会のゴールドパートナーとして、スポーツアカデミーやオリンピック・パラリンピック日本代表選手団合同パレード、オリンピックコンサート、日本橋シティドレッシング等、様々な事業を通じて、スポーツやオリンピックを共に盛り上げていただきました。今後とも、スポーツと文化が人々の暮らしや社会に広く浸透した街づくりを目指すとともに、オリンピック・ムーブメントの更なる発展に向けて、共に成長して参りたいと思います。

■ TEAM JAPAN パートナーシッププログラムについて

オリンピックのパートナーシッププログラムは 4 つの階層からなり、最上位が IOC のワールドワイドオリンピックパートナーです。その他の 3 つの階層は国内を対象とする、JOC の TEAM JAPAN パートナーシッププログラムとなり、国内最高水準の TEAM JAPAN ゴールドパートナー、TEAM JAPAN オフィシャルパートナー、TEAM JAPAN オフィシャルサポーターからなります。

TEAM JAPAN パートナーシッププログラムは、JOC Vision 2064 「スポーツの価値を守り、創り、伝える」に賛同するパートナーとして、オリンピックをはじめとするさまざまな国際総合競技大会の日本代表選手団「TEAM JAPAN」を支える JOC マーケティングの中核となるプログラムです。パートナー各社は 2024 年 12 月 31 日まで、TEAM JAPAN に関する呼称やマークの使用などをはじめとした権利を行使することが可能となります。

JOC は、本プログラムにご参加いただくパートナー各社とともに、様々な施策を通じて、より豊かな日本の未来に貢献していきます。

■ TEAM JAPAN パートナーシッププログラムの主な権利

呼称・マーク類・関連素材使用权／選手肖像に関する権利／リコグニションに関する権利／ホスピタリティに関する権利／JOC 関連事業等の協賛購入権／マーケティングサポート／商品・サービスのサプライ機会／NF ジョイントマーケティング／JOC 共同事業開発プログラムに関する権利等